

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの。新型コロナウイルス感染症によるパンデミックや法改正等を踏まえ、国は令和6年7月に政府行動計画を抜本的に改定した。本市は、国や道が策定する行動計画を踏まえつつ、市行動計画を策定する。

なお、特措法の対象となる新型インフルエンザ等は以下のとおり。

- ・ **新型インフルエンザ等感染症**
- ・ **指定感染症**
(当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ・ **新感染症** (全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

計画に基づく対策の目的

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活および社会経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活および社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

本市の感染症危機管理の体制

・ 市立函館保健所感染症対策本部と関係部長会議

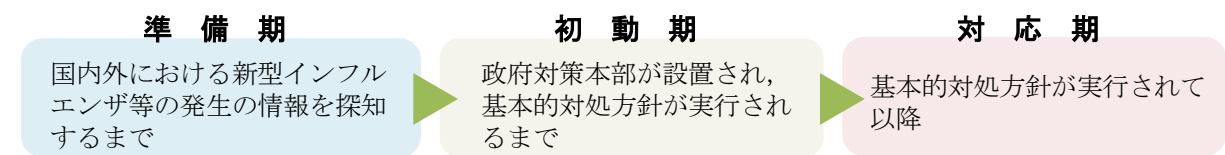
管内での新型インフルエンザ等の発生時等、保健所内の体制強化が必要なときには、「市立函館保健所健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、保健所長を本部長、統括保健師を本部長補佐として設置する。また、同時期に、全庁的な連携体制の構築のため、保健福祉部長が関係部長を招集の上、関係部長会議を開催し、対策の基本方針の情報共有や、新型インフルエンザ等対策の推進について検討する。必要に応じて、I H E A T要員や応援職員の動員等より迅速に人員体制を強化する。

・ 新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が国内で発生し、国における緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市長を本部長として設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、下記の時期区分を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。



感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの大きな流れ）

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように有事のシナリオを想定する。

1 初動期

感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

2 対応期

（1）封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する

（2）病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずる。

（3）ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

（4）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

病原体の変異により、病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

1 平時の備えの整理や拡充

平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

市民の生命および健康の保護と市民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、対策を講ずる。

3 基本的人権の尊重

特措法による要請や行動制限等の実施において、市民への制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

4 危機管理としての特措法の性格

病原性の程度や、有効なワクチンや治療薬等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がない場合は、これらの措置を講ずるものではない。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都道府県対策本部、および市町村対策本部は相互に緊密な連携を図る。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

災害発生地域における状況を適切に把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

政府行動計画と同様、次の1～13項目ごとに、準備期および初動期ならびに対応期に分けて、その考え方および具体的な取組を記載する。なお、対策の実効性を向上させるため、下記3点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

【人材育成】・・・新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

【国及び道との連携】・・・新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするため、平時から国および道と本市の連携体制やネットワークの構築に努める。

【DXの推進】・・・業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

準備期

初動期

対応期

1.実施体制

新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておき、発生時の感染拡大を可能な限り抑制する。

- 実践的な訓練の実施
- 市行動計画の作成・変更
- 発生時における人員確保のための業務継続計画の作成
- 感染対策の中核となる人材の確保・育成
- 国や道、関係機関等との連携強化

- 必要に応じて市対策本部を設置
- 全庁的な人員体制の強化
- 対策実施に必要な予算の確保

- 緊急事態宣言による市対策本部の設置
- 対策本部長による緊急事態措置に関する総合調整

2.情報収集・分析

新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。

- 感染症の発生状況等の関係機関との情報共有
- 積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集に関する体制整備
- 国と連携した訓練により情報収集・分析の実施体制の運用の確認
- 情報収集・分析におけるDXを推進

- 国のリスク評価等を踏まえ、保健所等の各種体制を有事の体制に移行
- 国が公表した情報を市民等へわかりやすく提供

- 国が行う包括的なリスク評価を踏まえ、地域の政策決定者としてリスク評価を実施
- 国から共有された情報等を市民等へ提供・共有
- 地域の実情や国や道の方針も踏まえ、積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し

3.サーベイランス

新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。

- 医師からの発生届等により、平時から発生動向等を把握（家きん等のウイルス保有状況の把握を含む）
- 感染症対策や疫学等に係る研修の実施による人材育成
- 国からのゲノム情報・臨床像等の分析結果を市民等に提供・共有
- 指定届出機関に発生届の電磁的な方法での届出を促進

- 感染の恐れのある者の検体の同定
- 国から共有された情報（感染症サーベイランスから得られた情報等）を市民等へ迅速に提供・共有
- 国や道と連携して、リスク評価に基づく感染対策を判断・実施

- 国から共有された情報（感染症サーベイランスから得られた情報等）を市民等へ迅速に提供・共有
- 国の方針に基づき、患者数増加に伴う全数把握の見直し
- 地域の実情に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施

4.情報提供・共有、リスクコミュニケーション

可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、適切に判断・行動できるようにする。

- 平時から、インフルエンザ等の感染症の情報を市民に提供（可能な限り多言語で、やさしい日本語含む）
- 発生時の情報提供媒体を道と整理
- 発生状況に応じた情報提供・共有の内容を整理
- リスクコミュニケーションの研修等による人材育成

- 受け手に応じた適切な配慮をした情報提供
- 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- 国からの要請によるコールセンター等の設置
- 必要に応じて、関係部局の情報を集約し、総覧できるウェブサイトの立ち上げやSNS等での情報提供

- 初動期の対応の継続
- 科学的知見等に基づく情報を市民等へ繰り返し提供・共有
- リスク評価に基づき見直される方針の市民への情報提供・共有

準備期

初動期

対応期

5.水際対策

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等を実施し、国内への侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の対策の準備時間を確保する。

- 国・検疫所との平時からの連携強化
- 検疫所が実施する研修・訓練に参加

- 国や道と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施
- 検疫所における検査の実施に必要な協力を行う

- 国や道と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施し、必要に応じて健康監視の実施を国に要請
- 病原体の性状等により水際対策を強化
- 状況に応じて水際対策を緩和

6.まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および社会経済活動への影響を最小化する。

- 新型インフルエンザ等対策の内容や意義を市民等に周知・広報
- 換気、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策の普及

- 発生に備え、感染症法に基づく発生時の対応（患者の入院勧告や濃厚接触者への外出自粛要請等）の確認
- J I H Sからの感染症の情報を医療機関等と共有
- 業務継続計画に基づく対応の準備

- 感染症に基づく対応（入院勧告・外出自粛要請等）
- 積極的疫学調査による感染源特定・感染拡大防止
- 検査による速やかな患者特定
- 患者搬送体制の構築
- 健康観察、外出自粛要請や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等などの濃厚接触者対策の実施
- 基礎疾患が集まる施設（病院・高齢者施設等）や多数の居住者がいる施設、学校等での感染対策強化

7.ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。

- 予防接種に必要な資材の内容や確保方法の確認
- 接種に必要な体制構築に必要な協力関係を構築
- 特定接種（地方公務員）の人数を国に報告
- 住民接種の体制のシミュレーションを実施（会場、接種の優先順位、医療従事者数、予約方法等）
- 市民等に定期的予防接種について分かりやすく情報提供（予防接種への躊躇が無いように等）
- 予防接種のデジタル化の実施

- 速やかな接種体制の構築（資材・接種会場・医療従事者の確保、国が示すワクチン供給量や接種実施方法の確認等）
- コールセンター等の設置
- 各種外部委託の検討
- 接種会場での救急対応について整備

- 国から供給されるワクチン等を医療機関へ分配
- 接種の予約体制の構築
- 接種体制の拡充
- 市民等にワクチンに関する情報を提供・共有
- 接種記録の管理
- 健康被害に対する速やかな救済

8.医療

平時から医療措置協定により、有事において感染症医療を提供できる体制を整備し、有事には、市民の生命および健康を守るため感染症医療の提供体制を確保し、病原性等により変化する状況に機動的かつ柔軟に対応する。

- 相談センター設置の想定
- 道が締結する協定による宿泊施設の確保
- 感染症の医療専門職等の人材育成
- 医療機関等に対する、有事を想定した研修・訓練の実施または国・道が実施する研修等の参加への働きかけ
- 道連絡協議会を活用し、予防計画の医療体制が適切に確保できるよう協議

- 医療機関等に国から提供された情報を共有
- 検査等措置協定期間における検査体制の整備
- 協定締結医療機関による医療提供体制を確保（訪問看護や在宅薬剤師等の在宅療養者の医療提供機関への支援含む）
- 帰国者・有症状者の受診相談センターの整備
- 一般相談用コールセンターの検討
- 地域の医療体制や受診方法を市民等へ周知

- 民間搬送事業者等と連携し、患者の移動手段を確保
- 救急車両の適正利用について市民等へ周知
- 相談センターの強化
- 発熱外来の周知・有症状者の発熱外来受診を促進
- 入院調整および患者の移送
- パルスオキシメーターによる酸素飽和度の測定体制を確保

準備期

初動期

対応期

9.治療薬・治療法

国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を行う。

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 国およびJ I H S と診断・治療薬に資する情報を共有

- 医療従事者等への予防投薬や有症時の対応指導
- 医療機関等に薬剤の適切使用を要請

- 医療機関等に薬剤の適切使用を要請

10.検査

平時における協定締結により、有事に必要な検査体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。

- 医療機関から検査実施機関への検体搬送の体制整備
- 市内の検査実施能力の確保状況を把握・国に報告
- 訓練による検査体制の維持

- 速やかに検査体制の立ち上げ
- 市内の検査実施能力の確保状況を把握・国に報告

- 検査体制の維持，確保状況を国に報告
- リスク評価に基づく検査実施方針の見直し

11.保健

平時からの情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

- 流行開始後1か月間の必要人員の確保（IHEAT・応援職員等による）
- 研修・訓練による人材育成
- 連絡協議会等を活用し、多様な主体との連携体制構築
- 健康危機対処計画により保健所体制を整備
- 平時から季節性インフル等の流行状況を迅速に把握
- 有事における市民等からの相談受付体制の想定
- 平時の感染症情報の市民等への共有について、受け手（子ども・障がい者・外国人など）に応じた適切な配慮

- 保健所・衛生試験所の有事の体制への移行準備
- 相談センター・一般向けのコールセンターの設置
- ホームページやQ & A等の市民への情報提供・共有の開始
- 発生等の公表前に疑似症患者を把握した際の疑似症サーベイランスの開始

- 保健所の有事体制，検査体制の確立
- 感染症サーベイランスの実施
- 相談センターの体制強化
- 業務効率化のための委託等を検討
- 積極的疫学調査の実施
- 入院勧告・調整や移送等の患者対応
- 自宅療養者の健康観察と生活支援
- 検疫所の通報に基づき健康監視の実施
- リスク評価による保健所・検査体制の見直し

12.物資

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞ることを防ぐため、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

- 感染症対策物資等の備蓄（災害対策基本法第49条の規定による物資等の備蓄と相互に兼ねることができる）

- 医療機関等で感染症対策物資等が不足した場合に、道に対して必要量の安定的な確保を要請

- 個人防護具が不足した場合は、国から不足地域や医療機関等に配布

13.市民生活および地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨し、発生時には地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

- 関係機関や関係部局間での情報共有体制の整備
- 行政手続・支援金等の給付や交付についてDXを促進
- 食料品や生活必需品を備蓄（災害対策基本法第49条の規定による物資等の備蓄と相互に兼ねることができる）
- 市民等に対して感染症対策物資等の備蓄の勧奨
- 高齢者・障がい者等の要配慮者等の把握
- 要配慮者への生活支援，搬送，死亡時の対応等の検討
- 火葬体制の整備，遺体の一時安置施設の準備

- 速やかに検査体制の立ち上げ
- 市内の検査実施能力の確保状況を把握・国に報告
- 火葬体制，遺体の一時安置施設の確保

- 検査体制の維持，確保状況を国に報告
- リスク評価に基づく検査実施方針の見直し
- まん延の防止の措置による心身への影響への対策（自殺・メンタルヘルス・孤立対策，フレイル予防，こどもの発達・発育への対応，教育・学びの継続，要配慮者等への生活支援等）
- 物価高騰，買占め・売惜しみへの必要な対応の検討
- 市民生活・社会経済活動への影響に対する支援